

第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和6年9月30日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和6年9月30日（月曜日）

午前9時58分開議

午前11時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補
正予算(第2号)

報告第4号 専決処分の報告について

報告第30号 公益財団法人熊本県武道振興
会の経営状況を説明する書類の提出に
ついて報告第31号 公益財団法人熊本県暴力追放
運動推進センターの経営状況を説明す
る書類の提出について報告第39号 熊本県教育委員会の点検及び
評価報告書の提出について報告第40号 家庭教育支援の推進に関する
施策の報告について閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①熊本県手数料条例の一部を改正する
条例の制定について②次期教育大綱及び次期教育振興基本
計画の策定について③第3期熊本県スポーツ推進計画の策
定について

出席委員(8人)

委員長 中村 亮彦

副委員長 荒川 知章

委員 池田 和貴

委員 高野 洋介

委員 橋口 海平

委員 岩田 智子

委員 南部 隼平

委員 高井 千歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白石 伸一

教育理事 木山 晋介

教育総務局長 井藤 和哉

県立学校教育局長 重岡 忠希

市町村教育局長 藤岡 寛成

教育政策課長 岸 良優太

学校人事課長 清塘 文夫

文化課長 舟津 紀明

施設課長 中島 一哉

高校教育課長 坂本 憲昭

特別支援教育課長 松本 英雄

学校安全・安心推進課長 木山 邦博

体育保健課長 濱本 昌宏

義務教育課長 井手 正直

政策監兼義務教育課英語

・日本語教育推進室長 梅本 和 高

社会教育課長 福永 公彦

人権同和教育課長 角田 賢治

警察本部

本部長 宮内 彰久

警務部長 宇野 晃

生活安全部長 江藤 真吾

刑事部長 松永 透

交通部長 内田 義朗

警備部長 八木 世志一

首席監察官 松見 恵一郎

参事官兼総務課長 中林 俊郎

参事官兼警務課長 渋谷 明紀

参事官

兼組織犯罪対策課長 木嶋 直高

参事官

(運転免許センター長) 堀田 博士

参事官

兼生活安全企画課長 高波 進治

参事官兼刑事企画課長 大 島 誠 吾
参事官兼交通企画課長 坂 元 慎 二
参事官兼警備第一課長 東 勘 太 郎
理事官兼会計課長 平 山 浩 之
交通規制課長 井 上 賢 二
生活環境課長 馬 場 泰 臣

事務局職員出席者

議事課課主幹 須 田 恵美子
政務調査課主幹 時 吉 啓 通

午前9時58分開議

○中村亮彦委員長 ただいまから第3回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮内本部長。

○宮内警察本部長 警察本部でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただいているところでございまして、この場をお借りしまして心からお礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております4件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)については、令和6年度中に契約し、契約期間が令和7年度に及ぶ事業について、債務負担行為の設定をお願いするも

のでございます。

次に、報告第4号、専決処分報告については、専決処分させていただきました5件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

最後に、報告第31号、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出については、熊本県暴力追放運動推進センターの令和5年度決算と令和6年度事業計画に関する書類を提出するものでございます。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の付託議案関係説明資料に基づき御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)において、債務負担行為の補正をお願いしております。

警察関係業務につきまして、補正前限度額7億3,535万5,000円に対し、2億7,753万1,000円の増額変更をお願いしており、補正後の限度額は、10億1,288万6,000円となります。

右側の説明欄を御覧ください。

説明欄に記載しております多良木警察署庁舎設計委託につきましては、公募型プロポーザル方式による入札を予定しており、所要の準備期間を確保する必要があることから、9

月補正予算において債務負担行為を設定するものでございます。

また、八代警察署三楽A・B宿舍改修工事の増額変更につきましては、本年2月議会において債務負担を設定しておりましたが、今年度に実施した入札が物価や労務単価の高騰により不調となり、積算や工期等の見直しを行う必要が生じたことから、債務負担行為の増額設定を行うものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○松見首席監察官 監察課でございます。

報告第4号の専決処分について御報告させていただきます。

引き続き、説明資料の3ページから4ページを御覧ください。

令和4年8月から令和6年1月に発生した本県警察職員が運転する公用車による5件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました。

事故の概要につきましては、資料5ページのとおりであり、5件の交通事故のうち、番号1から4までの交通事故につきましては、自転車に道路を譲るため後退した際、後方で停止中の相手方車両に衝突したものと駐車場から発進する際に駐車中の車両に衝突したもの、渋滞停止中の相手方車両に追突したものなど、いずれも県側に全過失が認められる交通事故であり、県側から資料のとおりで賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

また、番号5の交通事故につきましては、駐車場内を直進中、駐車枠内から発進した相手方車両と衝突したのですが、過失相殺により県側からの賠償はなく、和解が成立したものでございます。

なお、番号1から4までの交通事故の賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

5件の交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○木嶋組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でございます。

私からは、報告第31号、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

同センターにつきましては、県が出資している法人であることから、地方自治法の規定に基づき、経営状況に関する書類を県議会へ提出するものでございます。

報告第31号、配付資料が同センターの経営状況について取りまとめたものとなっておりますので、同資料を基に経営状況等の概略について御説明させていただきます。

同センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立された公益法人でありまして、暴力団排除のための広報啓発、暴力相談への対応及び暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を積極的に推進しております。

令和5年度の決算につきましては、収入が3,662万4,351円、支出が3,663万6,928円、収入、支出の差額が1万2,577円となっております。

次に、令和6年度事業計画について御説明いたします。

令和6年度も、前年度に引き続き、暴力団を許さない県民意識の高揚、暴力団等による不当な行為等からの被害防止を事業の基本とし、相談活動事業、暴力団離脱者更生促進事業等の犯罪被害者救済事業、広報啓発事業、暴力団排除組織、団体等への支援事業等の犯罪被害防止事業を行ってまいります。

令和6年度の予算額につきましては、収入

が4,799万2,400円、支出が4,799万2,400円、収入、支出の差額は0円となっております。

令和5年度の決算額と令和6年度の予算額に約1,150万円の差が生じておりますが、これにつきまして、3点御説明させていただきます。

1点目は、暴力団事務所使用差止め請求費の500万円についてです。

これは、県民から暴力団事務所の使用差止め請求を受託した際の訴訟費用として準備するものでございます。

県との事前協議の結果、事案ごとにその都度予備費で対応することになっており、執行がなければ決算で減額補正されることとなっております。

2点目は、貸付原資産取崩しの400万円についてです。

現在、暴力団を被告とする民事訴訟を検討中ですが、その訴訟費用の貸付金として準備するものでございます。

これは、暴迫センターにおける積立金を取り崩したものでございますが、訴訟後に返済を受け、収入として補填される予定となっております。

3点目は、不足金補填積立て取崩しの250万円についてです。

これは、県からの補助金や賛助会費等の収入を得るまでの期間における運転資金として準備するもので、暴迫センターの積立金を取り崩したものでございます。

なお、補助金等の収入を得た後、減額補正されることとなっております。

暴迫センターは、県警察と緊密に連携し、引き続き、適正かつ効果的に各種事業の推進を図ることにしておりますので、同センターの活動に対する御理解とお力添えをお願いいたします。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中村亮彦委員長 次に、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

白石教育長。

○白石教育長 教育委員会でございます。

委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御支援を賜っておりまして、厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、去る8月27日からの管外視察に際しまして、執行部も同行させていただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、本議会に提案しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、報告3件でございます。

まず、9月補正予算につきましてですが、総額129万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、県立高校におけるキャリア教育の充実等に要する経費等でございます。

また、県立学校のICT支援員配置業務委託等外1件に係る債務負担行為についてもお願いしております。

次に、報告関係といたしまして、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について外2件を御報告させていただきます。

最後に、その他報告事項としまして、次期教育大綱及び次期教育振興基本計画の策定外1件について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料、令和6年度9月補正予算等と記載の資料を御覧ください。

2ページ上段をお願いいたします。

教職員人件費の右側の国庫支出金返納金ですが、これは、教育支援体制整備事業費補助金の事業費が確定したことに伴い、超過交付となった国庫支出金の返納金を計上するものでございます。

学校人事課の説明は以上でございます。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

2ページの下段をお願いします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(1)県立高校キャリア教育充実事業ですが、これは、地域産業等と連携した教育活動によるキャリア教育充実のためのコーディネーターの配置等に要する経費で、国からの内示額の変更によるものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

3ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

公立学校教員採用選考考査委託業務ですが、令和7年6月に実施する選考考査までに問題の作成等を行うためには、年度内に委託業務を開始する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

4ページをお願いします。

債務負担行為補正について御説明します。

情報処理関連業務ですが、これまでに設定済みの業務とは別に、ICT支援員を令和7年度の1年間県立学校に配置するための業務委託を行うため、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

本委託契約につきましては、委託先の選定及び人材の確保、育成に時間を要するため、本議会において債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

教育政策課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

6ページをお願いします。

報告第30号、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

これは、地方自治法の規定により、県が資本金の4分の1以上を出資している法人等の決算及び事業計画を提出するものです。

説明書類は別冊のとおりですが、本日は、7ページの概要に沿って御説明いたします。

まず、熊本県武道振興会は、1の財団の概要にありますように、県内の武道の振興に関する事業及び青少年の育成指導に関する事業を行い、県民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和47年3月30日に設立され、平成25年4月1日より公益財団法人に移行しております。

次に、2の令和5年度事業報告ですが、武道普及奨励に必要な事業として、講習会や熊本県武道祭等を開催するとともに、青少年育成指導に必要な事業として、少年武道教室等を開催しております。

次に、3の令和5年度決算ですが、経常収益は3,897万円余、経常費用は3,745万円余、当期経常増減額は152万円余となり、正味財産期末残高は893万円余でございます。

次に、4の令和6年度事業計画ですが、講

習会や少年武道教室等を開催するとともに、熊本県武道祭を11月に開催する予定でございます。

最後に、5の令和6年度予算ですが、経常収益は3,919万円余であり、経常費用は3,925万円余でございます。

体育保健課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第39号、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御説明いたします。

令和5年度を対象に点検、評価を行い、報告書本体もお配りさせていただいておりますが、本日は、9ページ目以降の概要に沿って御説明させていただきます。

まず、1、報告書についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関して、点検及び評価を実施しました。

報告書は2部構成となっており、第1部は、教育委員会の活動状況です。

教育委員会は、会議や学校等訪問、学校行事への参加等を行いました。

また、その活動内容については、マスコミへの情報提供や広報誌やホームページを活用し、情報発信を行いました。

第2部は、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランに関連する教育施策の実施状況です。

全体で15の指標を掲げており、プラン策定時と比べて、改善が10指標、横ばいが4指標、悪化が1指標となりました。

また、昨年度はプランの最終年度であり、目標値達成は、達成3指標、おおむね達成4指標、未達成8指標となりました。

各指標の動向は、次の10ページから11ペー

ジに記載しております。

12ページをお願いいたします。

令和5年度 of 取組概要です。

令和5年度の主な取組と課題、今後の方向性について、9つの基本的方向性ごとに記載をしていますが、本日は、令和5年度の主な取組の説明は割愛させていただき、右側の課題、今後の方向性を中心に御説明いたします。

方向性1、家庭・地域の教育力向上です。

「親の学び」推進園の増加を図るとともに、従来の対面型講座のさらなる実施とオンデマンド講座の活用を促進します。

次に、方向性2、安全・安心に過ごせる学校づくりです。

いじめに関して、児童生徒が安心して学校に相談できる体制の構築、充実を図るとともに、援助希求能力を育成してまいります。

また、不登校の未然防止のため、欠席10日に達する前に学校内外の専門機関と連携し、支援をつなぐ愛の1・2・3運動プラス1の取組のさらなる推進を図ります。

次に、方向性3、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成です。

熊本県学力・学習状況調査の結果を基に、課題改善についての検証を行い、個人票と課題に応じた学習プリントを活用し、克服状況の確認を行いながら、児童生徒一人一人に応じた対応の徹底を図ってまいります。

また、県立高校において、各校における授業改善や学習指導のさらなる充実とともに、主体的に学ぶ生徒の育成を図ります。

次に、方向性4、障がいや多様な教育的ニーズに応えるです。

障害のある子供の学びを支えるため、個別の教育支援計画について、学校訪問等の機会や特別支援学校の特別支援コーディネーターの巡回相談等を通じて、作成の意義だけでなく、計画の活用についても指導、助言を繰り返し行います。

13ページをお願いいたします。

方向性5、キャリア教育の充実とグローバル人材の育成です。

高校生のキャリア教育のさらなる充実のため、熊本県版マイスター・ハイスクールの県内波及を図ります。

また、半導体関連産業を中心とする県内産業に対する生徒等の理解や興味、関心の向上を目指します。

英語教育について、引き続き、英語外部検定試験への生徒の挑戦を支援するとともに、児童生徒の英語力向上に向けた教員研修等の充実を図ります。

また、国際バカロレアについての認知度が十分ではないため、継続して周知活動を行います。

次に、方向性6、魅力ある学校づくりです。

県立高等学校あり方検討会の提言に基づき、引き続き魅力化に向けた取組を実施してまいります。

次に、方向性7、子供たちの学びを支えるです。

教員の人材確保のため、ペーパーティーチャーやUIJターン者等に対する講習会等を通じ、引き続き免許保有者の掘り起こしを進めます。

あわせて、民間コンサルタント等による働き方改革の阻害要因の調査分析及び対応策の構築等を行い、各学校の取組を推進します。

また、校務支援システムの見直しや全県立中高へのデジタル採点、分析ソフトの導入等により、さらなる校務の効率化を推進します。

さらに、県立学校及び市町村立学校の1人1台端末の更新について、計画的かつ適切に進めてまいります。

次に、方向性8、文化・スポーツの振興と生涯学習の推進です。

総合型地域スポーツクラブのさらなる設置

促進及び指導者の育成、活動内容の充実が必要なことから、継続して取組を進めてまいります。

最後に、方向性9、災害からの復旧・復興です。

令和2年7月豪雨で被災した文化財について、引き続き災害復旧を進めてまいります。

以上、御説明しました熊本県教育委員会の点検及び評価については、本日の報告後、報告書をホームページへの掲載により公表する予定です。

今後とも、教育委員会の取組状況について、県民の皆様に広く知っていただくよう努めてまいります。

教育政策課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

説明資料の15ページをお願いします。

報告第40号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

これは、くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、今年度の家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、御報告するものです。

15ページから21ページに、今年度の各関係課の取組及び予算額を一覧にしております。

それでは、22ページをお願いします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく令和6年度の家庭教育支援に関する施策の報告について、令和5年度の主な取組や成果と併せて説明します。

議案番号の記載がある四角囲みの下を御覧ください。

条例が施行されました平成25年度にくまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、現在6部局で連携して取り組んでおります。

まず、令和5年度の主な取組と成果ですが、昨年度は6部局20課で79の施策に取り組みました。

内訳ですが、(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供は、保護者が、家庭教育や子育てについて、保護者として成長するために必要なことを学ぶ機会の提供に取り組みました。

(2)の親になるための学びの推進は、子供たちが、家庭の役割や子育ての意義その他、将来大人になったときに必要な学びの機会の提供に取り組みました。

(3)の人材養成は、家庭教育を支援する人材の研修会などに取り組みました。

次に、23ページを御覧ください。

(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進は、家庭教育の関係者が連携し、協力した活動の支援に取り組みました。

(5)の相談体制の整備及び充実は、家庭教育に関する電話相談や面接などによる相談活動などに取り組みました。

(6)の広報及び啓発は、家庭教育に関する県民の理解を深める広報などに取り組みました。

下段の四角枠囲み部分ですが、令和5年度の成果について、2点申し上げます。

1点目は、学習機会の減少による情報不足とつながりの希薄化への対応です。

啓発動画の提供を中心に、学習機会の増加を狙い、保護者同士のつながりの再構築を図りました。

2点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

家庭教育を支援する人材等への研修やくまもと家庭教育支援チームの登録促進等の実施により、社会的機運の醸成を図りました。

次に、24ページをお願いします。

令和6年度の主な施策について説明します。

本年度は、2施策増え、6部局20課で81の施策に取り組んでまいります。

主な内容につきましては、条例に規定の施策ごとに掲載しておりますが、概要として、

25ページの四角枠内を御覧ください。

本年度は、関係課が行う様々な講座や学び、相談活動の充実を図ります。また、オンデマンドでの講座などを実施し、学校、家庭、地域、行政が連携し、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成に取り組みます。

令和6年度の実施として、3点申し上げます。

1点目は、大人になるための学びの推進と相談活動による家庭教育支援の実施です。

中高校生における食の安全に係る学習機会の提供や高校生の留学促進等、将来大人になるための様々な学びの充実を図ります。

また、家庭教育電話相談やスクールカウンセラーの派遣等、福祉部局とも連携し、相談体制の充実を図ってまいります。

2点目は、保護者が家庭教育や子育てについて学ぶ機会のさらなる提供です。

より多くの保護者に支援が届くよう、新たに乳幼児健診時での実施など、対面の講座を基本としながら、オンデマンドを活用し、学ぶ機会を提供し、保護者同士のつながりの再構築に努めてまいります。

3点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

幼稚園教員や「親の学び」トレーナー等の資質向上を図り、地域での家庭教育支援の一層の活性化に努めてまいります。

また、くまもと家庭教育支援チームの登録促進やあったか家族コンクール等の実施、こども本の森熊本の活用など、家庭教育を支援する社会的機運をさらに醸成してまいります。

社会教育課の説明は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、そ

の後、教育委員会に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

また、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いします。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

○高野洋介委員 資料の5ページです。専決処分のことについてお尋ねしますが、報告第4号の番号1番、これが、まず令和4年の8月ということで、ほかの案件に比べて大分遡っていますよね、問題が。で、この94万9,000円余の賠償なんですけれども、事故の状況を見ますと、これの解釈では、交差点で左側から進行する自動車に進路を譲るため止まっていたと思うんですよね。止まっていて、歩行者とか自転車が来たからバックされたんだと思うんですよ。バックして後ろの車にぶつかったということで、この95万ぐらいの賠償ということは、よっぽどひどくぶつかったのか、ちょっと詳細の見積りを教えていただきたいと思います。例えば医療費とか、いろいろ。

○松見首席監察官 まず、この内訳なんですけれども、修理費が22万5,429円、代車費が72万3,800円というふうになっております。

衝突の状況なんですけれども、警察の車両が停車したんですけれども、若干横断歩道にかかっていたものですから、自転車が直進で来たもんで、約1.2メートル、時速大体5キロぐらいで道を譲る形で後退したということでございます。

これは、大体代車代が1日1万5,400円

で、52日間分になっております。

それと、これは、実は令和4年の事案でございすけれども、これは何でこういう時期になったかと言うと、当初、相手方は、今回のこの事故について、人的損害を訴えておられまして、後遺障害の認定申請を行っておられました。

これを審査する損害保険料、これを算出する機構がございすけれども、これで否決されまして、人的損害を断念して物的損害のみの賠償を受けることで和解するということで意思確認ができたのが令和6年5月下旬であったことから、今回の会議での報告となったということでございます。

○高野洋介委員 まあ、突っ込みどころ満載の案件だと思うんですが、私も、この間ちょっと車をぶつけられまして修理に出したんですが、22万円の修理代で、52日間のレンタカー代というのがまずあり得ないと思うんですよね。もうちょっと圧縮できたんじゃないかなというのをございます。プラスですね、1.2メートルバックしてということは、後ろの車があまりにも近過ぎたんじゃないかなというのもあります。これって、道交法的には問題ないのかなというのもちっと疑念が残ります。

で、先ほどの説明では、交通のもう1回指導をしたということですが、これっていうのは、どういう指導をされるんですか。まず、今までちょっと疑問だったことも含めて、ちょっとお答え願いたいんですけれども。

○松見首席監察官 交通の指導という意味…。

○高野洋介委員 指導と、その52日間のレンタカー代というのが、あまりにも期間が長過ぎるんじゃないかなと思うんですよね。普通

だったら、2週間とかで修理で終わらぬのかな。私のは、2、3週間かかったんですけれども、お盆が入ったものですから——52日間って、約2か月ですよ。長過ぎりやせぬかなと思ってですね。

○松見首席監察官 今回の相手方の車というのが、どうも外車というか、外国車でございまして、しかも県内で2台の限定車ということで、まあそういう事情もあったのかなというふうには考えています。で、修理が長くかかったのではないかということも一要因として考えられるのかなと思います。

○高野洋介委員 研修のこと。

○中村亮彦委員長 指導のことです。

○松見首席監察官 職員の日頃の交通事故に関する指導ということでよございますでしょうか。

一応、様々な指導はやっています。恐らく、今回も、職員のほうは、自転車に道を譲るということで、若干、要は安全不確認ということで、確認を怠ってバックしたものだと思いますけれども、防止対策といたしましては、様々な対策を行っておりますけれども、例えば、警察本部による各所属への指導教養の実施ということで、私、首席監察官による巡回指導でありますとか、発生分析資料の発出でありますとか、朝からパソコンを開いたときにログインメッセージをして注意喚起を図るというふうなものであるとか、後は、発生状況や車両特性を踏まえた運転訓練の実施ということで、ワンボックスカーでの訓練でありますとか、自動車学校での習熟訓練でありますとか、非常に狭い道ですね、こういうところを進行することを想定した訓練でありますとか、還元教養の小グループ検討会なんかも実施してやっているということでござい

ます。

以上でございます。

○高野洋介委員 もう何回もやり取りしてもしょうがないのでこれで最後にしますけれども、やっぱり交通安全とかそういうのは、警察の方々が県民に対していろいろと指導する立場ですよ。指導する立場が、こういうふうな事故を、毎回の議会で専決処分が上がってくるじゃないですか。なかなかゼロにはならないというのも十分理解はします。といいますのも、パトカーだとか白バイだとかも、1日何十台、何百台という形で動いていますので、多少——事故を起こしたくて起こす人はいないんでしょうけれども、やっぱりそこはもう一回ちょっと県警本部で考え直してきちんとしなければ県民に示しがつきませんので、本部長はじめ県警挙げて、交通事故というのをもう一回見直して、二度と起こさないような形で今後徹底していただきたいというふうに思っています。

熊本県に2台しかない限定車ということで、いろいろと修理等々がかかったのは分かりますけれども、やっぱりそういうところも含めて、相手がどういうふうなことなのか分かりませんが、しっかり相手方にも誠意を見せながら、今後しっかりと取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません、8ページ、暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について、これは、ちょっとここで質問するんですけれども、まあ教育委員会でも同じような形があるんじゃないかと思っているんですけれども、改めてここでちょ

っと聞かせていただきたいと思います。

暴力追放運動推進センターのこの活動、私、非常に重要だと思いますし、こういうことはやらなきゃいけないというふうに思っています。

で、ここに携わる方の人件費等があると思うんですが、昨年、今年と大幅に最低賃金の引上げがあっています。そうすると、補助金収入を見てみますと、令和5年度が1,341万円、また、今年は、その暴力団事務所使用差止め請求費の500万円をプラスして1,841万円、ですから、活動費としては同じ金額がある補助だというふうに思うんですが、こういう活動するに当たって、人が当然動いていらっしゃるわけですが、この辺の人件費とかは、いわゆる最低賃金の2年連続の大幅な上昇に伴ってこういったところに、例えば、運営上大変厳しくなったとか、人を外部から雇用しなきゃいけないときになかなか人が集まらなくなったとか、そういった事象はないのかなと思ってちょっと心配をしているところです。

そういったところはないのかどうか、もし分かっていたら教えていただけますか。

○木嶋組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でございます。

暴力追放運動推進センターの補助金等につきましては、ここ5年ほど変更推移はございません。県からの補助金を含む収入の範囲内において、公認会計士や税理士の指導、助言を受けるなどして適正かつ効果的な運営ができるように努めておりまして、現時点で運営に支障は生じないと承知をしております。

引き続き、適正な運営が維持できるよう、警察としても必要な配慮を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○池田和貴委員 今御説明がありましたように、外部の方からも見ていただいて、それで

適正に運営できているということであるので、それだったらそれで私は構わないと思うんですが、必要な事業を遂行していくことが目的で、その目的のために今の社会的状況が合わなくなったら、もちろん税金を投入することですから、そこは慎重にやらなきゃいけないんですが、やはり不都合が起きたときには、不都合が起きたということできちんと話し合いをすることはやっていただいてもいいんじゃないかというふうに考えております。ぜひ、おっしゃったように、適切に活動していただくようお願いをいたします。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません、22ページから25ページまでの条例等議案関係のくまもと家庭教育支援条例における施策の報告でちょっとお尋ねをしたいと思います。

令和5年度の取組が6部局20課で79施策ということで、令和6年度は6部局20課で81施策ということになっていますが、この増えた2施策というのが、25ページの2番の(1)である新たに乳幼児健診等の実施がまず1つに当たるのかどうか、新たになった施策というのは何なのか、すみません、ちょっと具体的な説明を私が聞き漏らしたのかもしれないんですが、ちょっと分からないので、そこを教えてくださいたいと思います。

○福永社会教育課長 社会教育課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、具体的な

施策につきましては、26ページ以降でそれぞれの5年度と6年度の個別の事業の一覧を掲載しておりますけれども、今御指摘のありました施策が増えた分は、説明資料でいきますと、48ページを御覧ください。

48ページの67番、左側の下のほうですけれども、消費生活相談・啓発事業でございますが、これは、PTAとかいろんな会合等で、いろんな消費者トラブルとかそういった部分を注意をいただくというところで、これを新たに加えた部分が1つでございます。

もう1つにつきましては、続いて50ページでございますけれども、50ページの番号の80番、こども本の森熊本の運営及び充実ということで、家庭教育に関する親子の触れ合いとか関係づくりとか、このようなことを本の森を通してやっていくというところで、2施策増えた部分でございます。初めに話がありました乳幼児健診につきましては、これまでもやっております親の学びの中で新たな視点として加えるというところで、事業としては引き続きの部分でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

この家庭教育支援条例は、我々議会提案でつくっていただいた条例でして、毎回こうやって年に1度報告をしていただくことになっておりまして、新たな需要が出てきたときに、必要だと思われるときに、こうやって追加をしながらやっていただいていることに感謝申し上げたいというふうに思っております。

今後も、必要なことは適宜この条例の趣旨に基づいてやっていただけるように、子供さんのために家庭で——24時間見てみると、子供さんが学校に行くのって、多分8時から5時までとしても、半分以上はやっぱり家庭生活するわけですから、そういった意味では

家庭をしっかりとしていくということは、子供さんにとっても大事でしょうし、また社会的にも大事だと思うんですね。そういった意味では、ぜひこういったものを生かして頑張っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高野洋介委員 3ページの教員採用のことについてお尋ねしたいんですが、先日の熊日新聞に、熊本県で127人教員が足りないという見出しが出たんですが、もう多分今年度の採用は終わったと思うんですが、今年度127人足りなくて、来年度、採用はどれだけ不足するような予想を立てられているのかについてちょっと、直接的にここには関係ないのかもしれませんが、ちょっとかすっている部分がございますので、来年度のちょっと不足分をお尋ねします。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

先日、不足数のやつが新聞に載っておりますけれども、来年も確かに——今年度の採用試験で言いますと、350名採用予定だったところが、今のところ358名合格者の確保はできておりますので、少しずつはちょっと確保はできているところなんですけれども、御案内のとおり、辞める先生方とか、あと定年延長ですね、今やっているところ、どれだけ残っていただくかというところもありますので、それも踏まえて、できるだけ多くの数を確保させていただければと思っております。

熊本市を除く県につきましては、今のところ110名、小中高、特殊で不足をしているところなんですけれども、引き続き、臨時採用

試験等含めて、確保するように努めてまいりたいと考えております。

○高野洋介委員 我々の問題意識と教育委員会の問題意識は、多分共通していると思うんですよね。これについては、私も一定の努力は見て取れていますので、そもそも教員になりたいという人たちも多くないわけで、その中で選考していくと、当然足りなくなりますよね。だから、それはもう理解できますけれども、後は現場でそれぞれの先生たちの負担にならないような形をぜひ取っていただきたいというふうに思っています。

そのために、先ほど岸良課長のほうからいろいろ説明がありましたけれども、恐らく学校現場では、もう少し子供たちと向き合う時間が欲しい先生たちがたくさんいらっしゃると思うんですよ。

その解決策の1つとして、現場では、いろんな、教育委員会から連絡が来たり、通知が来たり、書類のチェックだとか、書類のそういう点検とか、それをまたそれぞれが共有するとかということで、書類に非常に時間を取られる。また、よく分からないんですけれども、会議がとても多いという話も聞きますので、無駄な会議と言ったらないのかもしれませんが、ある程度選別して、これは大事なやつ、これはしなくてもいいというものをしっかり分けながらやらないといけないというふうに思いますので、もうこれは要望で構いませんので、もう一回、教育委員会が先ほど出されるならいいけれども、そういった中身の分までしっかり現場に通達ができて、会議とか、そういう書類とかも簡素化できるような形でやっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 今ちょっと関連もあるんですけれども、英語の関係で、11ページ、キャリア教育、グローバル人材で英語力を身につけた割合というところで、まあ伸びていますけれども、まだ未達成というような結果も出ていますが、私も現場の先生方にちょっといろいろ聞いて、熊本は英語日本一でいろいろ頑張っておられて、英語の先生たちもやっぱりたくさん採用もされているというような状況もあったんですが、具体的にちょっと言いますけれども、例えば、4クラスある中学校で英語の先生が2人しかいないと、3年のね。2人しかいない。やっぱり若い新採の人とベテランと組んだときに、複数の学年を担当するのがやっぱりベテランのほうになる。ベテランの先生というのは、さっきみたいに研修なんかでもやっぱりいろんな核になるわけですね。主となるような人になって、本当に会議が多いというようなことも聞いて、本当に家庭教育支援条例の家庭のいろんなことが——学校の先生が、もう全然自分の我が子を見れないというような状況を本当に聞きます。

何か今足りないということもありますが、教育不足の問題もたくさんあるんだけれども、特にやりたいと思うことが教育委員会であれば、やっぱり充実をさせるというのは大事なことだろうなと思いますので、質問ではないですけれども、そういう実例があるということをお伝えしときます。

以上です。

○中村亮彦委員長 いいですか。

○岩田智子委員 はい、いいです。

○中村亮彦委員長 ほかに。

○高井千歳委員 10ページの資料で、児童生

徒の学力が向上した割合というところなんですけれども、小学校においては、全国の平均正答率とほぼ変わらない状況であるが、中学校においては、全国の平均正答を下回る状況が続いているというところなんですけれども、これの分析と対応というのが、具体的にもし、どういった分析をされているのか、どういった見解なのかというところを、もう少し詳しく分かれば教えていただきたいと思います。

○井手義務教育課長 義務教育課でございます。

御質問ありがとうございます。

学力に関して、特に中学校のほうですけれども、授業が旧態依然で教え込むような授業が多いという現状があるのは事実だと思っています。

そのために、英語教員の授業力を上げていく取組をしております。今年度は、プロジェクト校といいまして、授業をもっと向上させていこうという取組をする学校を県内9地域13校に増加させまして、ただ、できるだけ学校現場の負担がないように、我々も支援をするような形で支えながら、授業力向上に取り組んでいるところです。

以上です。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

○中村亮彦委員長 いいですか。

○高井千歳委員 はい。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 先ほどの、すみません、県警さんにお尋ねしたのと同じことなんですけれども、まあ具体的に言ったほうがいいんで

すよね。

例えば、今補正予算で、4ページの教育政策課の情報処理関連業務で、県立学校のICT支援員配置の業務委託ということでこの限度額定められておりますが、先ほども言ったように、最低賃金が上がって、なかなかほかのいろんなお仕事をされている方でも、人員確保するのが大変だという話も多く聞いております。そういった意味で、この金額で大丈夫かといって、まあ難しいですとは言えないと思いますけれども、本当そういうのを考慮しながらこの辺は考えられているのかどうかということですね。

これは、例えば、武道振興会の経営状況も、これを見てみますと、収入は、武道館指定管理委託料3,167万円、これは令和5年度も令和6年度も変わらないんですね。

で、この2年間、かなりやっぱり最低賃金上がっているんですね。去年が50円、今年も56円かな。民間もかなり苦勞されているところ多いと思うんですが、こういったのは、委託料とかそういうときには、ちゃんと話合いの中で出ているのかどうなのかですね。それで、これで本当にやっていけるか——やっていけるから出されているんだとは思いますが、何かいろいろその辺で話合いはなかったのか、ちょっとその辺教えていただければと思います。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

今のお尋ねのうち、ICT支援員の部分についてまずお答えをいたしますけれども、予算額について、現状の取組の中で、人員の確保について、具体的に困っているという状況までは生じてはおりません。

しかしながら、今先生の御指摘のあった最低賃金と人件費の向上に係る部分、また、そもそもICTに関する支援の方に対する社会的ニーズの高まり、そういったことから、今

後、やっぱりしっかり確保していく手だてと
いうのを常に考えていかなければならない。

また、単価につきましても、ある程度一律
で決まる部分ございますので、そういうところ
に応じてしっかりした予算を確保していけ
るよう、我々としては、財政部局との協議を
進めながらしっかり取り組んでまいりたいと
考えております。

以上でございます。

○中村亮彦委員長 武道館のほう。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございま
す。

指定管理のお金につきましては、3,167万
円、昨年度と同額でございますが、コロナ禍
で収入が減ってきた分が、昨年度がまたその
分が増額になってきておりまして、令和4年
10月に利用料金を値上げしております。

それとまた、コロナ禍からは復活しまして
利用者がかかなり増えてきていますので、増額
が見込めておりますので、指定管理者の武道
振興会とも話をしまして、この委託料につい
ては、そのあたりの要望等はございませ
んで、現在のところ収入のほうで増額が出て
きておりますので、そのあたりで経営をやっ
ているというような状況でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。あり
がとうございました。

人件費をきちんと手当するためには、や
っぱり収入を増やさなきゃいけないので、そ
ういった意味で、いわゆる売上げというか、
収入の増加が見込めるとか、後は受益者負担
をある程度引き上げることができるとかとい
うことであれば、そういったことも踏まえて
考えていただくということで、武道振興会か
らもお話がありましたのでいいんですが、私
はなぜこういう話をするかというと、幾つか
の県とかからの委託を受けているところで、

やっぱり人件費払えなくて大変だという話を
幾つか聞くんですね。

ただ、やっぱりこれで自分たちが断ると、
今までやってきたことを受ける人がいなくな
ると困るのでというような話も実は聞く場合
もあるんですよ。もちろん、それが全て当て
はまるかどうか分かりませんが、そういった
話がきちんと上のほうまで上がっていつてい
るのかどうなのかというのがちょっと私の懸
念だったので聞かせていただいたんですけれ
ども、デフレからインフレに変わっていくと
いうことは、やっぱりそれぞれの今までの仕
組み、全体の仕組みが大きく変わっていくこ
とにつながっていくので、やっぱりそういった
マインドも、皆さん方も気づいていらっし
ゃると思いますけれども、しっかりと対応し
ていただくように考えていつていただければ
と思います。

もちろん、財政が厳しいのは分かっている
ので、財政を適正にやらなきゃいけないとい
うことも分かっておりますが、しかし、本来
やらなければいけない業務をやっていくとい
うことが、やっぱり一番やらなきゃいけない
ことなんですね。そこに支障が出ないように、
今後ともぜひ検討していただきたいと思
っております。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありません
か。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で質疑を
終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託さ
れた議案第1号について採決したいと思いま
すが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決す
ることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○馬場生活環境課長 生活環境課です。

私からは、熊本県手数料条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

説明資料、その他報告関係を御覧ください。

本件は、総務常任委員会の付託議案としての御審議をいただいておりますが、その一部は県警察に関することであることから御報告いたします。

今回の改正は、2月議会で廃止となった火薬類の譲渡し及び譲受け時の申請手数料に関しまして、公安委員会専決に係る部分を復活させるものでございます。

この件で、県警として、根拠条例がない状態で手数料を徴収していた誤徴収事案が発生しておりますが、発覚後すぐに徴収を停止し、誤徴収となった手数料は、返還する手続を行うこととしております。

なお、証紙による収入を行うため、併せて熊本県収入証紙条例の一部改正もお願いしております。

以上、御報告いたします。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項を御覧ください。

次期教育大綱及び次期教育振興基本計画の策定について御報告をいたします。

大綱案及び計画案をお配りしておりますけれども、本日は、1、2ページの報告資料②に沿って御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

教育大綱及び教育振興基本計画の性格についてでございます。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱であり、総合教育会議において知事と教育委員が協議の上、知事が定めるものです。

教育振興基本計画は、教育基本法に基づき策定する本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、県が定めるものでございます。

次に、2、大綱、計画の現状と今後の進め方についてでございます。

現大綱は、平成29年4月に策定し、令和3年3月に改定したものです。

現大綱に期間の定めはありませんが、知事が定めるものであり、県基本方針等の整合を取る必要があることから、新たに教育大綱を定める必要があります。

また、教育振興基本計画については、第3期の計画期間が令和5年度までとなっており、新たに第4期計画を策定する必要があります。昨年度から、4回にわたり外部有識者会議を開催し、意見を聴取しているところです。

大綱及び計画の策定に当たっては、現在策定作業中の県基本方針や県総合戦略との整合を取りながら進める必要があります。年内の策定を目指しているところです。

今後のスケジュール案についてですが、10月以降、計画について、パブリックコメントや子供への意見聴取のためのアンケート調査

を実施し、その結果について、外部有識者会議を開催し、意見を聴取する予定です。

また、大綱については、10月に総合教育会議を開催し、知事と教育委員での協議を行うこととしております。

その後、12月県議会に最終案を報告し、策定という流れになります。

次の2ページを御覧ください。

大綱と計画の概要を御説明します。

上段のくまもと新時代共創基本方針、くまもと新時代共創総合戦略が、現在策定中の県の新たな基本方針、総合戦略であり、教育に関する施策は、1 こどもたちが笑顔で育つ熊本の教育人材の育成、2 世界に開かれた活力あふれる熊本のスポーツ、観光、文化芸術の戦略的振興等に掲載予定です。

その下、オレンジ色の四角囲みのとおり、大綱については、基本方針、総合戦略を踏まえ、くまもと新時代教育大綱の名称を考えております。

その下の水色枠囲みに記載のとおり、大綱計画には、共通の基本理念、基本目標を掲げることとします。

基本理念は、自らの可能性を拓き、未来を切り拓く熊本の人づくり、基本目標は、1 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進、2 共生社会の実現に向けた教育の充実、3 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり、4 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興、5 災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、「こどもまんなか」視点での教育施策の推進の5つを定めます。

大綱においては、5つの基本目標の達成に向けて、10の基本的方向性を定めます。

計画においても、大綱と同じ基本的方向性を定め、より具体的な取組内容と主な施策を記載しています。

教育政策課の報告は以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

第3期熊本県スポーツ推進計画の策定について御報告いたします。

第3期計画の素案をお配りしておりますが、本日は、その他報告事項の資料の3、4ページの報告資料③に沿って御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

まず、1、熊本県スポーツ推進計画の性格についてです。

本計画は、平成23年に国において制定されたスポーツ基本法第10条に基づき策定するものであり、本県の実情に即したスポーツの推進に関する計画を県教育委員会が定めるものです。

次に、2、熊本県スポーツ推進計画の現状についてです。

第2期の計画期間が令和元年度から令和5年度であり、新たに第3期計画を策定する必要があります。

第3期計画の策定に向けては、これまで熊本県スポーツ推進審議会を3回開催し、意見を聴取してきました。

次に、3、熊本県スポーツ推進計画の今後の進め方についてです。

第3期計画の策定に当たっては、県の教育プラン等との整合性を図りながら、年内の策定を目指しています。

具体的な今後のスケジュールは、10月にパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から御意見を聴取したいと考えております。

その後、内容を再度整理した上で、12月県議会に最終案を報告し、策定という流れになります。

次に、4ページを御覧ください。

第3期計画の概要を御説明いたします。

国が示す第3期スポーツ基本計画では、中段のオレンジ色の四角枠で囲った3つの新たな視点が示されました。このことを踏まえ、本県の第3期計画では、青色の四角枠で囲っ

た4つの基本施策を掲げました。

基本施策1の誰もが親しめる生涯スポーツの推進では、県民の誰もが日常的かつ継続してスポーツに親しむことができる環境づくりを図るための取組を掲載しています。

基本施策2の県民スポーツをささえる環境づくりの推進では、多様なスポーツライフの確立のために不可欠なハード面やソフト面、人材の育成等の充実について記載をしております。

基本施策3のスポーツで県民に夢と感動を与える競技力の向上では、全国や世界で活躍する選手の継続的な輩出のための取組を掲載しております。

基本施策4のスポーツによる地域の活性化では、交流人口の拡大、雇用の創出を図り、経済や地域の活性化を目指す取組について記載しております。

以上の基本施策に取り組むことで、基本理念であるスポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくりの実現につなげてまいります。

体育保健課の報告は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○橋口海平委員 ICT教育、教育のDX化についてお尋ねをさせていただきます。

「夢への架け橋」プランでは、ICT教育日本一というのを掲げて頑張ってきたと思います。そんな中で、コロナが始まって、オンラインの授業とか結構積極的にやってきて、本当にそのおかげで子供たちが教育を受けられたんだなというふうに実感しております。

今、現状を見てみると、オンライン教育というのがちょっと後退しているように感じているんですね。というのは、例えば学校を休んだりしたときは、以前はオンライン教育というのは積極的にやっていたんですが、最

近では、学校を休んでも、なかなかそのオンライン教育とかないので授業を受けられないというような現状があると思うんですが、そういったオンライン教育の現状だったり、今後の教育のICT化、この次期の教育振興基本計画にも教育DXというふうに書いてあるんですけども、そこら辺どういうふうに進めていこうと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

現在、今御指摘があったうち、オンラインの活用等については、確かにコロナ禍の状況、また、国が主導して行って、県も実施してまいりましたGIGAスクール構想に基づく1人1台端末を活用した教育の充実ということによって、一定程度以前よりも推進した部分があります。

今、一部の面で後退が見られるという御指摘もございましたが、県教育委員会としては、コロナ禍を通じて進んだ部分については、しっかり前向きに、より発展していきたいというふうにも考えています。

特に、GIGAスクール構想については、端末の更新に合わせて第2期の構想に入っていく段階になっており、県内の各市町村、また県立学校においても、端末の更新を今後国からの支援も活用しながら、特に義務制に関しては国からの支援も活用しながら実施していくというところがございます。

その中で、単に端末を新しくするというだけではなく、さらなる授業や学校の在り方のDX化改善、また、先生方の働き方改革などにも併せてつながるような取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋口海平委員 オンライン授業に関しては、学校それぞれで多分いろいろ違うと思う

ので、一つ一つどうなっているかというのはなかなか多分分からない部分もあるかというふうに思っております。

ただ、オンライン授業に関して、不登校だったり、学校を休んだりしていた子たちが、とてもよかったというような評価があったと思います。ぜひ、そういったオンライン授業というものを通じて、メタバースの中でアバターを通じていろいろ交流をやったり、そういったのもできると思うんですが、ぜひ進めていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○中村亮彦委員長 要望ですね。

○橋口海平委員 はい。

○池田和貴委員 すみません、今橋口委員の質問に関連してになると思うんですけども、先ほど橋口委員からお話があったように、コロナ禍によって好むと好まざるとにかかわらずIT化というのは前倒しで進められてきたんですね。これに伴って、今橋口先生がおっしゃったように、自宅にいながら子供たちも授業を受けられるということが、これがいい面としての部分というのが出てきたんじゃないかという、明らかになったんじゃないかというふうに思います。

もちろん、コロナじゃなくなって、みんなが学校に出てくるようになって、子供たちは学校で授業を受けることが当たり前になってきたので、現場の先生方も、いわゆるオンライン授業の準備をするとか、その辺を一緒にやっていくというのは物すごく大変なことになっているんじゃないかと思うんですが、ぜひ、ここは知恵を絞りながら、やはり休んだときにオンラインで授業を受けられるようなことというのはやっていただきたいというふうに思っています。

あと、ひきこもりの話があって、愛の1・

2・3プラス1、すみません、ちょっとそこはあれなんですけれども、あれも、不登校、ひきこもりの子供さんたちには声をかけて、やっぱり学校に出てきてもらう努力を現場の先生たち一生懸命やられていると思うんですね。ただ、やっぱりそれが本当に、この多様化を重視するという中で、本当に学校に来ることを進めることだけが正解なのかどうかというのが、これを、要するに学校に出てこないで家で授業を受けられる環境を提供することが、これは甘やかしなのか何なのかというふうに、私たちぐらいの世代だとそういうふうに教育を受けてきたわけなんですけれども、でも、実際にそれがどうなのかというのもやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、そういう意味では、この不登校や学校に来れない子供さんたちに向けて——学校に来てもらう努力は大切なんですが、学力を維持してもらうという意味では、オンラインを活用するというのも一つの手じゃないかと思うんですけれども、その辺はどう考えられているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○木山学校安全・安心推進課長 学校安全推進課でございます。

御質問ありがとうございます。

まず最初、オンラインのほうでお尋ねがございましたので、これについて回答申し上げます。

国のほうも、一定の要件を満たせば、授業の様子をオンラインで配信をし、自宅からそれを視聴し、授業に参加をするということで学習を保障していくということは勧められておりますし、私たちのほうからも、市町村に対して、積極的にそういうのを検討し、進めてくださいというふうに周知をしているところでございます。

国の調査で、不登校児童生徒のうち、オンラインでの授業を出席扱いとした数というの

も調査が上がっていますけれども、年々これも数としては増えてきているところがございます。

ただ、一方では、先ほど委員もおっしゃいましたように、授業を配信するとなると、担当する教員が、その機器の接続とかカメラの配置、そのあたりまでする必要がありますので、やはりそこには何らかの支援をしないとなかなか進まないというのも課題としてはあるんじゃないかなというふうに認識をしているところでございます。

それから、愛の1・2・3プラス1についてありましたけれども、教育委員会といたしましては、とにかく欠席1日にやっぱりこだわってほしいというメッセージを込めまして、数年前からスローガンとしてこの言葉を学校現場のほうに下ろしております。

1日目には電話連絡、2日目では家庭訪問、そして3日目にはもう組織として対応しようと、それから、早期対応ということで、30日になる前に、欠席10日を目途にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのそういった外部専門家の目を入れたいろんな見立て、これをやっていってほしいということで考えているところでございます。

ただ、一人一人不登校の子供さんたちが抱えている課題というのは違いますので、ただ機械的にそれを当てはめても何ら効果がない場合もありますので、そこは子供の状況に応じて進めていくことが必要じゃないかなというふうに考えているところです。

オンラインにつきましても、この本議会のほうで御質問がありまして、教育長のほうから答弁いたしましたけれども、実際に不登校の支援に携わっていらっしゃる市町村の教育支援センター、あるいは保護者の相談を受けている保護者支援の団体の方、あるいはいわゆる民間のフリースクールの代表の方、あるいは学識の有識者の方々と、実際にどのような支援が今後力を入れていくべきかとい

ったところの御意見をいただくような協力者会議というのを10月に発足することになっていますので、いろんな意見を伺いながら、できることから進めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。

教育委員会の皆さん方も、そうやって内部でいろいろ協議をされているというのが、今の答えを聞いて安心しました。

これは、組織的にどうやるかというのは非常に悩ましい問題ではあるんですが、そもそもいわゆる多様化というか、いろんな価値観を認めていこうとかという考え方の中でいくと、やっぱりここも、学校に来ること——もともと学校に来ることが目的じゃなくて、義務教育として子供さんたちに学力的なものを提供するとか、社会性を身につけていただくということが目的なわけですから、そのために本当に学校に来ることだけがいいことなのかというのはまた、もしかしたら今後は違うような話にもなってくるんじゃないかなというふうに思うところもあります。

ですから、そういったものも勘案しながら、適切にというか、組織での動かし方が柔軟にできるようなことも考えていく必要があるのではないかなと私は思っておりますので、ぜひ議論を通じて適切に対応していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○南部隼平委員 スポーツ推進計画のことでちょっとお尋ねをします。

4ページのところで、その中で基本施策のスポーツによる地域活性化というふうにあります。こちらの本文のほうもちょっと読ませ

ていただいているんですけども、実際、この地域の活性化、具体的な方策ということで、地域コミッションの設立とかそういったものを書かれていますけれども、もちろんスポーツツーリズムとか情報の発信とか、そういったところを書いてありますけれども、ここに関しては、何かより具体的にというか、どういったところに力を入れていきたいかというのは、どういうふうに考えられていますでしょうか。地域活性化について。

○濱本体育保健課長 御質問ありがとうございます。

基本施策4のスポーツによる地域の活性化でございますけれども、特に今年度、今回力を入れているのが、ふれあいスポーツというものをスポーツの日に設けておりますけれども、これが総合型スポーツクラブとの必要性も感じておりまして、これが大体県内全域で行っておりますけれども、参加者が3,500人ということで、39ページのK P Iのところ、それぞれ施策ごとにK P Iを設けておりますけれども、これを重点施策に位置づけまして、広く県民がスポーツに親しむということも含めまして、これを目標に5,000人ということで、民間の力も借りながら、いろいろな対策を講じていきたいというふうに思っております。

そのほかにおいても、今話題になっております県民スポーツ祭、県民体育祭についても、地域輪番制のことが言われておりますけれども、これについても、県民体育祭につきましては、34ページのところに書いておりますけれども、②の魅力あるスポーツイベントの充実ということで、下から2つ目の矢印がありますが、この県民体育祭、地域のスポーツの振興とアスリートファーストの視点に立った持続可能な大会開催を今後目指していきたいというふうなところで、そういったところを重点として取り組んでいきたいという

ふうに考えております。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

このふれあいスポーツの日とか、こういったのを充実させていくというところだったんですけども、現場の例えばスポーツコミッション、ほかの市町村、これはもしかしたら観光のほうの管轄なのかもしれないんですけども、ぜひお伝えしておきたいのが、地方でこういうことのスポーツをやって盛り上げたい、いろんなチームを誘致してキャンプとかそういったことをやりたいということを言っているコミッションが動いたりしているんですけども、なかなかそこが県との連携がうまく取れてないという話も聞きますし、それぞれの地域がそれぞれでやっているの、スポーツコミッションを設立するのはいいんですけども、そこから先の進展というのがなかなかできてないというのが現状かなと思います。

それに加えて、プロのチームであるとか、プロとは言わなくても、例えば、アメフトのマーベリックスとか、後はアヴェルダージのビーチサッカーとか、そういったチームもあるんですけども、そういったところも巻き込んで、ぜひプロチームも巻き込んで、そのふれあいスポーツの日、こういったところにも——どうしてもやっぱり競技団体とかそういったところに目が行きがちなんですけれども、そういった民間の団体にもぜひ広く呼びかけて、協力してスポーツで盛り上げていただきたいなと思います。

要望です。

○中村亮彦委員長 要望でいいですか。

○南部隼平委員 要望です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 次期教育大綱及び次期教育振興基本計画の策定の2のところの今後のことなんでしょうけれども、今日案が報告されて、10月にパブリックコメント及び子供からの意見聴取というふうに書いてありますが、今までも子供からの意見聴取というのは、こういう夢への架け橋とかの変わるときにされていたんでしょうか。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

これまでの計画ではこういうことはやっておりませんでしたけれども、今回初めて取り組もうというところでございます。

趣旨としましては、こども基本法の中にも、子供施策については子供等々の意見を聞くということについて明記がされたことや、また、県としても、こどもまんなかというものを掲げているというところに照らしまして、今回、教育振興基本計画の改定に当たっても、当事者である子供自身の声も、このタイミングに合わせて聞こうというふうに考えておると。

また、当然、パブリックコメントに子供が回答するというのも制度上可能ですが、やはり子供たちの目線に合わせた意見聴取が必要だというふうに考えまして、別途アンケートを実施しようというふうにしているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 そうだろうなと思って、それはとてもいい取組だし、これから進めたいかなくちゃいけないなというふうに思います。

で、このアンケートは、誰が作るんでしょうか。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

す。

アンケートの内容につきまして、教育委員会事務局のほうで原案を作成し、教育振興基本計画に関する外部有識者会議にも意見を求めながら案を作って、現状準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

全員にアンケートされるということでしょうか。

○岸良教育政策課長 アンケートは、任意の形でのアンケート実施ということを考えておりまして、当然周知という形で県内の各学校を通じて、また、それ以外の広報なども通じて子供たちに周知をしていく予定でございますけれども、回答自体は任意のアンケートという形を予定しております。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

そういうのも取って、それを生かすというところで考えていただきたいなと思います。

本当に、これまでとちょっと違うようにですね、変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進というのがあっていて、そのとおりだろうなと思います。変化の激しい時代、私は、家庭教育支援条例の中身にはいろいろ物申すところもあるんですが、でも、今いろんな親の学びの中で、本当に多種多様な学びを広げていращやるというところにはとてもうれしく思っていますが、この基本方針の中に、やっぱりそこが、家庭、地域の教育力向上というところがほんとに来ているんですね。やっぱりこれまでと同じようにね。そのことで、何かやっぱり学校の先生とかは、こういうのを見て、こういうことをしていかなくちゃいけないのかなというふうに受け止め

ますよね。

これからのことは、パブリックコメントとかにも私も出そうかなとも思いますけれども、学校の先生たちが、本当に多様な子供たち、そして、多様な家庭環境の中でやってくる子供たちと、本当に学力も充実させ、人権感覚も向上させて醸成させていくというようなことを、やっぱり私たち大人が一生懸命やっていかなくちやいけないなというふうに感じていますので、子供のその意見みたいなのも、答えやすいようなアンケートの中身にしていただきたいなというふうに思って質問をしました。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高井千歳委員 先ほど、橋口先生、そして池田先生からD Xのことがありましたけれども、ちょっと関連してなんですけれども、やはり時代の流れと不登校対策とかという意味でも、すごく有効なところだというふうに思うんですけれども、一方で、やはりお母さんとかお父さんから聞くお声として、やはり家庭での生活リズムとのバランスとか、家庭での指導が難しいというお声や、目とか心に対する影響を不安視するような声も聞くこともあります。

そして、先生方からも、業務が効率化した一方で、やはり全タブレットのアップデートとか、業務が増えた部分もあったりだとか、あと子供たちが字を覚えにくくなっている面もあるんじゃないかというお声もちらほらいただいたりしています。

これは国の事業であるということももちろん承知していますし、国の基金から更新費とか出ているということも承知していますけれども、ただ、県も進めているということで、いい面も含め、一方で課題もやっぱり出てき

ているとは思いうんですけれども、こういった現場とか家庭の声をどのように吸い上げていらっしゃるのかというところを、ちょっと分かる範囲で教えていただければと思います。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

今先生から御指摘のあったような声があるということについては、いろんな、例えば、学校訪問させていただいた機会でありましたり、学校の先生たちから意見を聞いたりする中でも、そういう端末を使うことについての不安の声が、先生方自身、また、保護者からも上がっているというお話も、一部聞くところではございます。

当然ながら、例えば、今御指摘のあったうち、書く力の向上などについては、当然今のD X化が進んでいく中であっても、当然獲得していったほしい、子供たちに身につけてほしい力の一部でもございますので、そういうところについての力がしっかり身につくようにしつつ、一方で、やっぱり変化の激しい現代において、キャッチアップしていくために子供たちがその中で学び続けていくためにも、I C Tの活用というところを高めていきたいというふうに考えております。

また、先生方の負担は、一部において増えているという御指摘に関しても、確かに、そもそもやっぱり端末の更新作業等々について、どうしても一部作業があるということ、また、先生方の中で、I C Tスキルに関してのまだ差がどうしても見られているというふうな問題認識も我々持っております。

そういう中で、例えば、先ほど話題に上がったI C T支援員などの充実も含めまして、そういうスキルの格差の是正や負担の軽減ということに取り組んでいって、デメリットの軽減ないし解消を図っていきたいというふうに思っております。

教育委員会といたしましても、今現場の

声、保護者の声ということを伺いましたけれども、各種学校訪問等や関係団体、PTA団体等との意見交換など、様々なチャンネルを通しまして実際のお声というものを聞いて、我々、施策の立案に反映してまいりたいと。

今回の計画の策定に当たって、パブリックコメントを実施するような制度的に行うものも当然ございますけれども、それ以外の部分でも、不断の努力を重ねながら、現場と子供たち、また保護者の皆様の声に寄り添って、施策を企画、立案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

先日、ネットニュースで、フィンランドのほうで、デジタル化の影響なのか、学力低下ということで、デジタル化の年齢を引き上げるという報道を私も見たんですけれども、真偽のほどはちょっとまだ分からないんですけれども、5年たった今だからこそ、やはり国の事業とはいえ、県でも進めていくということなので、やはりその辺は慎重に現場の声を吸い上げていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高野洋介委員 濱本課長にお尋ねですけれども、国民スポーツ大会における天皇杯の順位なんですけれども、2023が35位、今年度は、今回の国体ですよ、何位が目標ですか。

○濱本体育保健課長 目標としましては、20位以内という目標で、選手団一丸となって今頑張っているところでございます。

○高野洋介委員 まあ、大きく出たなというふうなことがちょっと現状なんすけれども、

といいますのが、肌感覚として、私が委員長的时候は東京国体だったんですね。東京国体からどんどん順位を下げたって、今35位まで落ちていってますよね。比例して予算のほうもどんどん削られているような予想というか、肌感覚として予算がもうちょっと上がらんなかなか目標の20位というのは厳しいんじゃないかなと思いますけれども、予算がこのままで20位を確保できるのかなというのがお尋ねなんですけれども、濱本課長、多分そのままの予算で大丈夫ですか。

○濱本体育保健課 体育保健課でございます。

予算と競技力につきましては、相関関係があるやにという御意見もございまして、まあ予算が上がるのが一番よろしいんでしょうけれども、その中身の使い方につきましても、我々、しっかり検討しながら今進めているところです。

それと、県の財政状況も厳しいですので、民間活力というところも考えながら、クラウドファンディングとか企業版のふるさと納税、そういったものもできるところは活用していきたいなと思っておりますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

○高野洋介委員 クラウドファンディングだとか企業版ふるさと納税だとかというのは、多分集めやすい部分がありますが、一番私やってほしいのは、ジュニア育成をもうちょっとやってほしいんですよ。ジュニアをしっかりと育成することによって、行く行くはこの天皇杯の順位も上がっていくし、順位だけが全てじゃないんですけれども、しっかりそこでやってくれた子供たちは、必ず熊本県に恩を感じて、恩返してくる選手達が多分出てくると思います。

ある競技団体によりますと、県が全く応援しなかった、競技団体が全く応援してくれなかった選手が海外に飛んだというような話も聞いて、熊本県には戻ってきたくないというような、本人がそういう意向を示した選手もいるというふうに伺っております。今も現役選手でやられておられますけれども、この子たちが、必ず私は熊本に戻ってきて恩返しをしてくれて、県民に夢や希望を与えてくれる方々になれると思っておりますので、そういったことをされるのであれば、もうちょっとジュニア育成をしながら、教育長はじめ県の教育委員会で、もうちょっと財政課等とやり取りをしながら、予算獲得に向けてもっと頑張っていただきたいという要望をして終わります。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

委員から何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長